

(参考) 令和5年度住民税の均等割非課税について

所得や扶養親族の数によって、以下のいずれかに該当する方は令和5年度の住民税均等割が非課税となります。

(1) 令和5年1月1日現在、生活保護法による生活扶助を受けている方

(2) 本人が、障害者控除・寡婦控除・ひとり親控除のいずれかの適用を受けている場合、または令和5年1月1日時点で未成年者の場合で、令和4年中の合計所得金額が135万円以下の方

(非課税となる例)

- ・ ひとり親控除の適用を受けている場合で、令和4年中の収入が給与のみで、その給与収入が204万3999円以下の方
- ・ 障害者控除の適用を受けている場合で、令和4年12月31日時点で65歳以上かつ、令和4年中の収入が公的年金のみで、その公的年金収入が245万円以下の方

(3) 令和4年中の合計所得金額が、次の算式で求めた金額以下の方

$35 \text{万円} \times (\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の数}) + 10 \text{万円} + 21 \text{万円}^*$

* 21万円は、同一生計配偶者又は扶養親族がいる方の場合のみ加算

令和5年1月1日現在の住所地が荒川区以外であるなど、令和5年度の住民税が荒川区以外の市区町村で計算される場合、算式が異なることがあります。

(非課税となる例)

同一生計配偶者及び扶養親族がない場合

- ・ 令和4年中の収入が給与のみで、その給与収入が100万円以下の方
- ・ 令和4年12月31日時点で65歳以上かつ、令和4年中の収入が公的年金のみで、その公的年金収入が155万円以下の方

同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合

- ・ 同一生計配偶者がいる場合で、令和4年中の収入が給与のみで、その給与収入が156万円以下の方
- ・ 扶養親族が2名いる場合で、令和4年中の収入が給与のみで、その給与収入が205万9,999円以下の方
- ・ 同一生計配偶者がいる場合で、令和4年12月31日時点で65歳以上かつ、令和4年中の収入が公的年金のみで、その公的年金収入が211万円以下の方
- ・ 扶養親族が2名いる場合で、令和4年12月31日時点で65歳以上かつ、令和4年中の収入が公的年金のみで、その公的年金収入が246万円以下の方